様式第1号(第4条関係)

年　　月　　日

魚沼市長　　様

(申請者)

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | (〒　　　-　　　) |
| 魚沼市 |
| フリガナ  氏名  電話番号 | -　　　　- |

魚沼市移住支援事業補助金交付申請兼実績報告書

　魚沼市移住支援事業補助金の交付を受けたいので、魚沼市移住支援事業補助金交付要綱第4条の規定により必要な書類を添えて次のとおり申請及び報告します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1　交付申請及び請求額 | 円 | | | | | |
| 2　移住元に関する区分 | □在住者　　□通勤者(雇用される者)　□通勤者(個人事業主等) | | | | | |
| (〒 － ) | | | | | |
| 3　移住先に関する区分 | (転入日)　　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 4　移住支援金の種類 | □就業　　　□起業 | | | □テレワーク　　□関係人口 | | |
| 5　単身・世帯区分 | □単身　　　□世帯 | | | 世帯の場合は同時に移住した  家族の人数（申請者は含まない。) | | 人 |
| 上記家族の人数のうち18歳未満  の者の人数 | | 人 |
| 6　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 | | | | | | |
| 期間 | | | 就業先 | | 就業地 | |
|  | | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |
| 7　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況 | | | | | | |
| 勤務先部署 | |  | | | | |
| 住所 | | (〒 － ) | | | | |
| 勤務先へ行く頻度 | | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　） | | | | |
| ※添付書類  【必ず必要な書類等】  □　写真付き身分証明書の写し  □　移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む）  □　誓約書(様式第3号)  □　申請者名義の振込口座がわかる書類の写し  【該当する要件ごとに必要となる書類】  ＜雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞  □　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）  　　※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可  ＜個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞  　□　開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）  　□　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）  ＜東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合＞  □　卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）  　□　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）  ＜要件を満たす就業をした場合＞  　□　就業先企業等の就業証明書(様式第2号)（雇用形態、応募日等を確認できる書類）  ＜要件を満たす起業をした場合＞  　□　起業支援金の交付決定通知書の写し  ＜テレワークの要件に該当する場合＞  □　所属先企業等の就業証明書(様式第2号)（自己の意思等を確認できる書類）  ＜魚沼市が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合＞  □　当該関係人口であことを証する書類等 | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード(新潟県及び魚沼市使用欄) |  |

交付・不交付の決定調書兼確定調書(申請者は、以下記入しないでください。)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1　補助金等の名称及び予算科目 | 補助金等の名称 | | 魚沼市移住支援事業補助金 | | | | | | |
| 会計 | 事業No. | 款 | 項 | 目 | 節 | 細節 | 細々節 | 予算残額(本件執行伺い前の金額) |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
| 2　交付決定兼確定額 | 円 | | | | | | | | |
| 3　補助金等交付決定の根拠等及び審査の結果 |  | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| 4　不交付の場合その理由 |  | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| 5　交付条件 | (1)　本事業実施に当たり申請内容は記載のとおりであること。  (2)　交付要件を欠くに至った場合は、速やかに市に報告し、指示に従うこと。  (3)　魚沼市移住支援事業補助金交付要綱及び魚沼市補助金等交付規則の規定を遵守すること。  (4)　その他 | | | | | | | | |
| 6　完了年月日 | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | |
| 7　確認者職・氏名 | 職名　　　　　　　　　　氏名 | | | | | | | | |

様式第2号(第4条関係)

就業証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者氏名 |  |
| 勤務者住所 | (〒　　　　-　　　　　)  　魚沼市 |
| 勤務先所在地 | (〒　　　　-　　　　　) |
| 勤務先電話番号 |  |
| 就業年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 応募受付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 雇用形態 | 週20時間以上の無期雇用である。 |
| 勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係  ※マッチングサイト  掲載求人の場合 | 3親等以内の親族に該当しない。 |
| ※プロフェッショナル人財事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ | 目的達成後に離職することが前提ではない。 |
| □プロフェッショナル人材事業　□先導的人材マッチング事業 |

新潟県及び魚沼市が共同で行う移住・就業等支援事業に関する事務のため、新潟県及び魚沼市の求めに応じて、勤務者の就業状況などの情報を新潟県及び魚沼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

　　　　　年　　　月　　　日

魚沼市長　　　様

所在地

事業主　事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

担当者名

様式第2号(第4条関係)

（テレワーク）

就業証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者氏名 |  |
| 勤務者住所  （移住前） | (〒　　　　-　　　　　) |
| 勤務者住所  （移住後） | (〒　　　　-　　　　　) |
| 勤務先部署の  所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 移住の意思 | 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない。 |
| テレワーク交付金 | 勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。 |

新潟県及び魚沼市が共同で行う移住・就業等支援事業に関する事務のため、新潟県及び魚沼市の求めに応じて、勤務者の就業状況などの情報を新潟県及び魚沼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

　　　　　年　　　月　　　日

魚沼市長　　　様

所在地

事業主　事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

担当者名

様式第3号(第4条関係)

誓約書

魚沼市長　　様

(申請者)住所　魚沼市

　　　　氏名　　　　　　　　　　㊞

　私は、魚沼市移住支援事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の全ての事項について誓約します。

記

1　魚沼市移住支援事業補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為がないこと。

2　世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

3　本市に、魚沼市移住支援事業補助金の申請日から5年以上、継続して居住し、かつ就業・起業する意思を有していること。

4　魚沼市移住支援事業における要件確認及び定着確認に係る報告及び調査を求められたときは速やかに応じること。

5　就業の場合において、3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。

6　テレワークの場合において、魚沼市へ自己の意思によって移住し、所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではないこと。

7　 魚沼市移住支援事業補助金交付要綱第2条に規定する要件を欠くに至った場合には、魚沼市長に速やかに報告するとともに以下のとおり魚沼市移住支援事業補助金を返還します。

(1)　全額の返還

ア　移住支援金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めた場合

イ　移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から1年以内に就業に関する要件を満たさなくなった場合

エ　新潟県が行う起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2)　半額の返還

　　移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

8　魚沼市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、魚沼市長は、新潟県及び他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施及び国への実施状況の報告のため、国、新潟県、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認のために利用することについて同意します。

9　魚沼市移住支援事業に関する事務のため、就業状況等を勤務先が提供することに同意します。